兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
成果有体物取扱要領

（目的）

第１条 この要領は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学知的財産取扱規程（平成 25 年法人規程第 70 号。以下「規程」という。）第 30 条の規定に基づき、規程第２条（４）の成果有体物の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（成果有体物の届出）

第２条 規程第 21 条第 1 項の届出は、次に掲げる書類により、速やかに理事長に届け出るものとする。

（１）成果有体物届（様式１）

（２）成果有体物の概要を示した書類（様式２）

（３）当該外部機関への提供に係る申請書

ア　譲渡の場合（様式３の１）。ただし、教育を目的とする場合は（様式３の１の２）により届け出るものとする。

イ　貸付の場合（様式３の２）。ただし、教育を目的とする場合は（様式３の２の２）により届け出るものとする。

２　規程第 21 条第 2 項の届出は、次に掲げる書類により、速やかに理事長に届け出るとともに、企業等と適正な、企業等の有体物受入に係る契約等を締結するものとする。

（１）企業等の有体物届（受入用）（様式４）

（２）企業等の有体物の概要を示した書類（受入用）（様式５）

（提供・受入の可否の決定）

第３条 理事長は前条第 1 項の成果有体物届を受理したときは、規程第 27 条の職務発明審査会（以下「審査会」という。）の審査結果に基づき、成果有体物の提供の可否を決定する。なお、理事長は成果有体物の提供を決定した場合は、届出のあった教職員等を経由して申請者に承認書（様式６）を交付する。

２　理事長は前条第 2 項の企業等の有体物届を受理したときは、審査会の審査結果に基づき、企業等の有体物の受入の可否を決定する。なお、理事長は届出者に通知書（様式７）により決定内容を速やかに通知する。

（学術・研究開発目的とする提供）

第４条　学術・研究を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合は、当該外部機関との間で成果有体物の提供に関する契約（様式８及び９）を締結した後、当該成果有体物を無償で提供することができる。この場合において、法人は実費相当額として、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を徴収することができる。

（教育を目的とする提供）

第４条の２　教育を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合は、当該成果有体物を無償で提供することができる。この場合において、法人は実費相当額として、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費を徴収することができる。

（産業利用・収益事業等を目的とする提供）

第５条　産業利用・収益事業等を目的として成果有体物を外部機関に提供する場合及び前条の目的以外の目的で成果有体物を提供する場合は、当該外部機関との間で成果有体物の提供に関する契約（様式８及び９）を締結した後、成果有体物を有償で提供することができる。

（成果有体物の受入時の契約）

第６条　学術・研究を目的として成果有体物を研究者等から受け入れる場合においても、成果有体物の受入に関する契約等を締結するものとする。

（成果有体物の提供）

第７条　成果有体物の提供の判断に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

（１）提供する成果有体物に第三者の知的財産権等の権利が含まれていることが明らかである場合は、第三者の権利を侵害しない適正な成果有体物提供契約を締結すること。

（２）当該成果有体物の作製に関わった教職員等及び学生等の研究及び教育に支障を生じさせないこと。

（管理）

第８条　成果有体物の管理は、大学の責任のもと、当該成果有体物の創作者、取得者、あるいは当該部局等（以下「管理者」という。）が行うものとする。

２　理事長に届出のあった成果有体物のうち、収益事業のため産業利用を図るものについては、知的財産本部が契約等に係る業務の支援を行うものとする。

３　管理者は、成果有体物の管理状況等を台帳、データベース等で記録しなければならない。

４　教職員等は、退職等により法人における身分を失った以降に、教職員等であった期間中に創作し、又は取得した成果有体物を本学外で引き続き使用することを希望する場合は、理事長の承認を得なければならない。

５　規程第 21 条第 2 項により、外部機関から受け入れた有体物の管理は受入時の契約に沿って行い、外部機関の許可なく合意された者以外に提供してはならない。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。